

前航空幕僚長・田母神俊雄氏に損害賠償請求訴訟を起こした

長岩均さん



■ながいわ ひとし 1951年、名古屋生まれ。68年、70年安保闘争に参加するため高校を中退して上京。新聞配達・牛乳配達をしながら三鷹高校定時制に入学。一時、ブラジル移住の活動を続けている。

○あゆみ○

を自指し石材を扱う職業に就く。しばらく政治的にかかわりはなかったが、2000年、官庁入札競争に敗れた造園会社から解雇されたため高校を中退して上京。新聞配達・牛乳配達をしながら三鷹高校定時制に入学。一時、ブラジル移住の活動を続けている。

日本の侵略戦争を肯定した論文を発表して航空幕僚長を解任され、推定額面7000万円の退職金を受領して定年退職した田母神俊雄氏。同氏は、在職中から部下に政治活動を促すなど、文民統制違反の疑いのある行動をとってきた。一連の言動によって「平和的生存権を侵され」「精神的苦痛を受けた」として、会社員の長岩均さん(57)が、田母神氏に2万円の損害賠償請求訴訟を起こした。



地位利用し憲法否定する行為 平和的生存権を脅かしている

3月10日、裁判が始まりました。昨年11月11日の参院選で、問題になった懸賞論をめぐって、田母神氏の思想と行動は、彼自身が書いた「隊内誌」に「航空自衛隊を元気にする10の提言(2003・04年)」に明確に表れています。

長岩均さん 彼は、あの侵略戦争を肯定し、統合幕僚学校校長時代には、地位を利用して憲法否定教育を大々的に進めました。自衛隊の学校はわれわれの税金で賄われているのですよ。軍国主義や旧日本軍を礼賛したり、民主主義そのものに危機をもたらす言動を重ねてきました。にもかかわらず懲戒免職にもされず、高額退職金を受け取ったことに怒る人は多いですね。戦前戦中の軍人と変わりの自由がほしいませんが、地位を利用して部下に独自の歴史観や政治的発言を促していたことは間違っていない。

長岩 はい。昨年12月3日、東京簡易裁判所に2万円の慰謝料請求を求めた訴状を出しました。同月23日には「高度な憲法判断を要する」などの理由で、東京地裁に移送されたのです。そして3月10日に第1回口頭弁論が始まりました。

長岩 「文民統制」を無視して、実力行使したのです。彼自身が書いたところによると、石川県小松市主催のどんどん祭りや自衛隊幹部はひな壇に登らないと決められたのに、イベント当日に制服を着て副官を伴い参加、結局ひな壇に並び、場内アナウンスで紹介を無理やりさせました。皇太子夫妻が小松空港に立ち寄った際にも、行政の決定を無視し執拗(じつよう)に要求し、ターミナル出口に並びました。これらは、小松市や石川県、つまり市民の意思を押し通す実力行使ではないでしょうか。

長岩 さらに、02年から04年にかけて田母神氏の幕僚学校校長在任中のごとき、航空自衛隊を元気にする10の提言(パートII)で5・15事件や2・26事件に言及し、その反動で制服自衛官にはモノを言わせないという風潮

長岩 「最大の問題は、非戦の反動で制服自衛官にはモノを言わせないという風潮



田母神論文が掲載されたアパグループの冊子。

・文民統制・主権在民を明記した憲法体制を全面的に否定してきたことですね。

長岩 「航空自衛隊を元気にする提言」で、「自衛隊の中にも相手国への攻撃に必要で

問題となった懸賞論文「日本は侵略国家であったのか?」で、「自衛隊は(中略)集団的自衛権も行使でき、武器の使用も極めて制約が多い、また攻撃的兵器の保有も禁止されている(中略)このマインドコントロールから解放されない限り我が国を自らの力で守る体制がいつになっても完成しない」と主張しています。

統合幕僚学校校長時と航空幕僚長時の表明ですが、官位・職位・職制を利用して、脱専守防衛・憲法否定・脱法行為を教唆していることになりませんか。

国民にとっての恐怖は、クラスター爆弾についての彼の発言です。この爆弾は親爆弾の中に多数の小爆弾を含んでいて、約40%が発弾になり市民に被害をもたらします。田母神氏は、

「攻撃されて躊躇(ちゅうちゅう)りんされるか、守り抜いた後で不発弾処理をした方がいいか。今の技術レベルだと、私は後者だ」と述べています。

多数の国民が死傷して、大本営ないし防衛省を死守せよ、と言っているのに等しいと思います。

地位を利用して部下に対する脱専守防衛教育、文民統制隊内教育、自衛隊による専制攻撃教唆、集団的自衛権と自衛隊法や憲法その他に違反する重大な行為ばかりです。

クーデターを思わせる恐怖、「主権在軍」国家への恐怖、国民が盾になる恐怖(クラスター爆弾発言)など、平和的生存権を脅かされていると思いませんか。

08年4月、自衛隊のイラク派兵等差止め請求控訴事件の名古屋裁判決に示された「平和的生存権に具体的権利性がある」ことを実行する裁判でもあろうと思えます。

誰でも参加できる

名古屋のように集団



参院外交防衛委員会に参考人として招致された田母神俊雄氏(08年11月11日)。

「選定当事者制度」は共通の被害を受け、た複数の被害者の中から、全員のために原告となる者(選定当事者)と長岩均さん(選定当事者)とを定める制度。具体的には「選定当事者選定書」を書き、選定当事者に委ねる。この制度により長岩均さん一人によって開始された訴訟が、大規模訴訟へ発展する可能性もある。

訴訟になるのですか。長岩 選定当事者制度(欄外)「又E」参照によつて、賛同する方は、選定当事者選定書(正・副2枚)を送っていただきます。誰でも選定人として参加できます。違法な言動をした政治家に対しては、有権者は投票で意思表示できます。しかし、地位を利用して自衛隊高級幹部の数々の違憲・脱法行為を暴露に対しては、裁判に訴えるしか方法はないのです。連絡先 03(3333)9002 (聞き手 ジャーナリス ト、林克明)